

令和元年 12月 11日

厚生労働大臣

加藤 勝信 様



介護福祉士国家試験経過措置の延長について（意見書）

介護福祉士国家試験義務付けの延長に反対します。

日頃より福祉人材の育成において絶大なるご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。本協議会は、大学教育の特性を生かして専門性を高め、ケアチームにおいてリーダーシップを発揮する介護福祉士を養成している「介護福祉士養成課程を設置する大学」（以下、「介護福祉士養成大学」とする）41校と個人会員で構成する団体です（資料1）。介護福祉士養成大学においては、すでに介護福祉士国家試験の義務付けの対象者となる学生が入学しており、国家試験の合格を目指し、高い動機付けのもとに学習しております。

介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応できる介護福祉士の資質を担保し、社会的な信頼と評価を高めるための資格取得の一元化は重要です。しかしながら、社会保障審議会福祉部会（第23回）において、介護福祉士養成施設協会を代表する委員から、介護福祉士資格取得方法の一元化を目的とした介護福祉士国家試験義務付けに対する経過措置の延長の要望が出されました。この問題について、本協議会加盟校及び教員、本協会以外の教員から多くの意見が寄せられています（資料2）。その意見は、介護福祉士国家試験義務付けの延長に反対です。本協議会を代表して以下の意見を表明します。

記

1. 一元化の再度の延長は、介護福祉士の国家資格に対する社会的評価を貶めることになり、結果として、介護を必要とする利用者すなわち国民の不利益となる。介護福祉士資格取得方法の一元化は、速やかにおこなうべきである。
2. 本協議会会員校からの意見は、経過措置の延長に反対であり、日本介護福祉士養成施設協会の代表が、社会保障審議会福祉部会（第23回）で「資格取得方法の一元化延長に賛成」と述べた意見は、介護福祉士養成校の総意ではない。

以上